

行われている。

法定点検が必要な各種設備については、県から指定管理者に対して支払われる委託料を元に、指定管理者の責任において法定点検が実施されている。  
点検結果は、指定管理者に対して行うモニタリング調査において提出される指定管理者施設の管理運営状況評価（モニタリング）シートによって報告されるとともに、社会教育課の現地調査により確認される。

⑤ 維持管理計画

社会教育課では、所管する施設に関する長期維持管理計画は作成しておらず、施設に不具合が生じた際にその緊急性を考慮して修繕を行うという対応処法的な対応を行っている。

⑥ 非公衆による指定管理者選定

山梨県立ゆずりはら青少年自然の里、山梨県立なかとみ青少年自然の里は、いずれも山間地域の文化（紙すき体験、陶芸体験、ほうとう作りなど）を体験できる社会教育施設である。両施設ともにその施設の一部を市町村が建設しており、当該町立施設と一体的に運用することで集客力、事業効果を上げることが可能との理由により、山梨県立ゆずりはら青少年自然の里は上野原市、山梨県立なかとみ青少年自然の里は身延町が、非公衆方式で指定管理者に選定されている。

民間活用について検討を行った経緯もあり、両施設ともに運営状況は情報開示されているが、指定管理者からの報告は収支ベースであり発生主義に基づいていない。

(2) 指定管理者が実施した修繕の工事履歴の不備

意見 (IV-3-1 (2))  
社会教育課は指定管理者負担の修繕費枠内で実施された修繕の履歴管理を行っておらず、指定管理者間の修繕履歴に関する引き継ぎ対策も特段取られていない。そのため、異なる業者が指定管理者に選定された場合、修繕履歴情報の引き継ぎが十分なされない可能性がある。また、アセットマネジメントを実現するためには、修繕履歴が不可欠である。  
したがって、社会教育課は指定管理者負担の修繕であっても報告を受け、修繕履歴管理を行うことが望まれる。

社会教育課が所管する指定管理者制度採用施設の修繕費負担に関する協定の内容は、表IV3-8のとおりである。指定管理期間中の施設に対する修繕については、指定管理者が負担するものとして協定で定めた責任分担額について、指定管理者の負担で修繕が

表IV3-8 社会教育課が所管する指定管理者制度採用施設の修繕費責任分担

施設名	更新年度	指定期間	指定管理者の修繕費責任分担
八ヶ岳青少年自然の家	2009	5年	200,000円未満
なかとみ青少年自然の里	2011	5年	200,000円未満
ゆずりはら青少年自然の里	2011	5年	200,000円未満
科学館	2009	5年	200,000円未満
青少年センター	2009	5年	600,000円未満

指定管理者からの定期報告には修繕の実施状況の報告も含まれるが、どこをどのように修繕したかという情報はなく、金額的な報告にとどまる。指定管理者負担の修繕費枠内の修繕は、建物に大きな影響を与えるものではないという理由で、社会教育課は管理を行っている。なお、社会教育課は、指定管理者から詳細な修繕報告入手することも可能であるが、入手していない。

指定管理者制度は平成18年度から導入しており、これまで指定管理者の交代はない。しかし、平成26年度の更新に向けた公募では、科学館に関して、これまでと異なる指定管理者も応募している。

社会教育課には指定管理者負担の修繕費枠内での修繕履歴がなく、指定管理者間の修繕履歴に関する引き継ぎ手続さも特段定められていない。そのため、これまでと異なる業者が指定管理者に選定された場合、修繕履歴情報の引き継ぎが十分なされない可能性がある。

また、アセットマネジメントを実現するためには、修繕履歴が不可欠である。以上の点から、社会教育課は指定管理者負担の修繕費枠内での修繕であっても報告を受け、修繕履歴管理を行うことが望ましい。

(3) ゆずりはら青少年自然の里となかとみ青少年自然の里に係るフルコント情報の開示について

意見 (IV-3-1 (3))  
ゆずりはら青少年自然の里となかとみ青少年自然の里は、低い稼働率が課題となっており、施設ごとのフルコント情報が開示されていない。  
したがって、さらなる稼働率の向上に向けて民間活用の検討を促すためにも、まずは施設への投資額である減価償却費を含めたフルコント情報を開示し、民間の知恵を生かす材料を積極的に開示することが望まれる。

ゆずりはら青少年自然の里となかとみ青少年自然の里は、以下の目的により設置された施設である。

「指定管理者施設の管理運営状況評価（モニタリング）シート（抜粋）」

設置目的

- ① 自然の中で、集団生活を通じて自律、協同などを体験的に学習する場を提供すること。
- ② 主催事業の実施を通じ、自然の中でふるさとを愛するたくましい青少年を育成する機会を提供すること。

以下に、利用状況・収支状況及び関連する事項を記載する。

① 利用状況

両施設ともに、低い稼働率が課題となっており、稼働率向上に向けて様々な取り組みを行っている。両施設の利用状況は以下のとおりである。

表Ⅳ3-9 ゆずりはら青少年自然の里（単位：人、％）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
宿泊棟利用	7,387	7,197	8,567
キヤンツ場宿泊利用	884	872	984
日帰り利用	1,637	1,362	1,809
利用者数合計	9,908	9,431	11,360
対22年度比	100.0%	95.2%	114.7%
稼働率	56.0%	60.0%	69.0%

（出典：指定管理者施設の管理運営状況評価（モニタリング）シートから抜粋より要約）

表Ⅳ3-10 なかとみ青少年自然の里（単位：人、％）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
宿泊棟利用	6,980	6,448	5,702
キヤンツ場宿泊利用	634	748	530
日帰り利用	1,130	1,184	1,262
利用者数合計	8,744	8,380	7,494
対22年度比	100.0%	95.8%	85.7%
稼働率	51.0%	42.6%	48.5%

（出典：指定管理者施設の管理運営状況評価（モニタリング）シートから抜粋より要約）

上記のように、平成22年度の稼働率は両施設ともに50%台である。両施設ともに指定管理者に管理を委託しており、指定管理者による利用者アンケートを参考に対応改善を随時行っている。また、青少年教育施設連携促進ネットワーク協議会を定期的に開催

することでもプログラム開発等を行い、経営改善努力を行っている。

その結果、ゆずりはら青少年自然の里においては、平成24年度には稼働率が69%に向上し、一定の成果が出ている。一方、ゆずりはら青少年自然の里と比べて果外利用者の開拓がしにくい場所にある、なかとみ青少年自然の里は、稼働率が伸び悩んでいる。

② 収支状況

両施設の収支状況については、指定管理者施設の管理運営状況評価（モニタリング）シート（平成24年度事業分）で開示されている。これによると以下のとおりである。

表Ⅳ3-11 ゆずりはら青少年自然の里（単位：円）

	平成23年度	平成24年度
収入		
施設利用料		
指定管理者委託料	34,104,000	34,360,000
その他	0	0
収入合計(A)	34,104,000	34,360,000
支出		
人件費	17,516,000	20,108,143
果への納付金	0	0
管理運営費	16,588,000	14,251,857
支出合計(B)	34,104,000	34,360,000
収支差額(A-B)	0	0

（出典：管理運営状況評価（モニタリング）シート（平成24年度事業分））

表Ⅳ3-12 なかとみ青少年自然の里（単位：円）

	平成23年度	平成24年度
収入		
施設利用料		
指定管理者委託料	29,148,000	29,292,000
その他	0	0
収入合計(A)	29,148,000	29,292,000
支出		
人件費	13,937,029	14,421,000
果への納付金	0	0
管理運営費	14,138,740	14,325,000
支出合計(B)	28,075,769	28,746,000
収支差額(A-B)	1,072,231	546,000

（出典：管理運営状況評価（モニタリング）シート（平成24年度事業分））

上記からは、一見、なかとみ青少年自然の里では利益が出ているように見える。しかし、上記の数値は指定管理者報告によるものであり、施設のフルコスト情報ではない。すなわち、施設への投資額である減価償却費が計上されていない。また、収入は施設利

用料ではなく、指定管理者委託料であるため、施設運営に係るフルコストが施設利用料により回収されているかの判断資料とはならない。

なお、指定管理者は、ゆずりはら青少年自然の里は上野原市、なかとみ青少年自然の里は身延町が行っているが、民間ではないので稼働率向上対策には一定の限界があると考えられる。同施設のさらなる稼働率の向上を図るためには、民間の知恵を活用した抜本的な対策の検討も必要である。しかし、施設ごとのフルコスト情報が開示されていない状況では、民間は施設運営にかかるコストを正確に把握することができない。

したがって、民間活用の検討を促すためにも、まずは施設への投資額である減価償却費を含めたフルコスト情報を開示し、民間の知恵を生かす材料を積極的に開示することが望まれる。

(4) なかとみ青少年自然の里について

**意見 (IV-3-3 (4))**  
 なかとみ青少年自然の里は、集団生活を通じた青少年の育成を目的の一つとして設立され、15名以上の団体による利用を定めている。少子化等の影響により潜在的な需要者が減少し、地理的に果外利用者の開拓が困難な状況もあるため、設立目的に準った運営の中では、利用状況の劇的な回復は困難であると考えられる。  
 したがって、なかとみ青少年自然の里については、廃止や譲渡を含めた一層抜本的な対策を検討することが望まれる。

なかとみ青少年自然の里は、上記のように集団生活を通じた青少年の育成を目的の一つとして、昭和62年6月に設置された。

そのため利用方法は、以下のように青少年を含む団体と基本的には定められている。

(なかとみ青少年自然の里 HP から抜粋)

利用方法について

1. 利用できる人

\* 青少年及びその指導者【15人以上の団体】

\* その他教育委員会が適当認める人

上記のように15名以上の団体が基本である理由は、館内の掃除は風呂、トイレも含めて利用者が自ら行わなければならないため、施設の規模から15名以上が適当であるとの判断から定められたとのことである。

また、利用料金については、教育を目的としているため、以下のように低廉な料金で館内宿泊施設やキャンプ場を利用できるよう設定されている。

利用料金一覧

区 界	単位	① 県内に所在する 幼稚園、保育園 小学校、中学校 及びこれらに 附属する施設、 青少年団体の （自主管理を含む） 等の行事 利用		② 県内に住所を有する 3歳以上の幼児、小学生、中学生及び高校生等の利用（①を 除く）		③ 県外利用者 学生、社会人、企業等の 利用	
		1 席	1泊1席	1泊1席	2泊1席	1泊1席	2泊1席
趣 向	宿泊料	1泊1席	210円	420円	840円		
キャンプ場	宿泊料	1泊1席	100円	210円	420円		
趣 向	キャンプ場	1 席	500円	800円	1,200円	700円	

(資料：HP)

■ なかとみ青少年自然の里  
 なかとみ青少年自然の里は、集団生活を通じた青少年の育成のための体験学習施設として設立された施設であるが、低廉な料金にもかかわらず、少子化や学習指導要領の改訂等の影響により、本館（果の施設）の宿泊利用者は設立当初から大きく減少している。

表IV-3-13 本館宿泊利用状況

年度	小学生				中学生				青少年団体				その他	
	宿泊数	延人数	宿泊数	延人数	宿泊数	延人数	宿泊数	延人数	宿泊数	延人数	宿泊数	延人数	宿泊数	延人数
11	40	9,229	31	4,418	7	734	4	408	32	2,811	16	757		
12	61	6,512	36	4,286	9	971	4	357	52	2,694	16	511		
13	79	8,463	34	4,206	6	816	6	652	22	1,801	12	723		
14	74	7,604	36	4,107	6	506	8	427	28	2,152	7	316		
15	67	6,524	30	3,285	1	256	0	0	22	2,382	11	596		
16	79	6,513	24	2,497	0	400	1	64	28	2,823	12	587		
17	72	7,861	31	3,506	6	327	1	52	28	2,848	12	473		
18	72	5,777	26	2,261	7	576	1	56	15	1,854	12	1,086		
19	69	6,235	24	2,435	8	731	2	21	14	1,726	16	1,262		
20	73	6,633	22	2,274	7	645	2	245	57	2,646	15	327		
21	86	6,106	21	2,072	9	672	2	237	22	1,707	24	2,113		
22	84	6,980	22	2,182	9	615	2	232	22	1,828	26	2,128		
23	46	6,424	17	1,635	7	686	0	6	23	2,652	23	2,092		
24	67	6,702	24	1,207	8	646	1	123	22	1,726	24	1,957		

(資料：県資料)

上記資料によると、平成11年度には延人数9,229人であったが、平成24年度は延人数5,702人と38%減少している。

利用者を増やすべく、平成25年5月に施設から徒歩10分のところに大型バス用駐車場を建設し、施設への交通アクセスを改善した。また、平成22年度からは他の青

少年教育施設 3 施設（愛宕山少年自然の家・八ヶ岳少年自然の家及びゆずりはら青少年自然の里）との連携によりプログラム交換を行い、平成 24 年度は冬期のプログラムを考えるなど改善を図っている。また、職員配置を見直すなど効率的な運営ができるように改善を図っている。

このような経営改善努力を行っているため、一定の効果は見られるが、設立当初に想定した利用状況への回復はまだ遠い状況である。

現状では 15 名以上の団体を対象としているが、少子化等の影響により潜在の利用者数が減少していることを踏まえれば、住民からは利用しにくい状況といえる。また、ゆずりはら青少年自然の里と比べて、なかとみ青少年自然の里は県外利用者の開拓がしにくい場所にあるため、県外の青少年等による稼働率の向上を図ることも限界がある。そのため、設立目的に定めた運営の中では、なかとみ青少年自然の里の利用状況の劇的な回復は困難であると考えられる。

したがって、なかとみ青少年自然の里については、廃止や譲渡を含めた一層抜本的な対策を検討することが必要と考える。

#### 4. 教育庁学術文化財課の所管する資産について

##### (1) 資産概要等

##### ① 学術文化財課の業務の概要

学術文化財課では、山梨県立美術館、山梨県立博物館、山梨県立考古博物館、山梨県立文学館に関する事務、博物館法による登録、国・県指定の文化財の保存と活用、史跡及び埋蔵文化財の保存と活用などを行っている。

##### ② 学術文化財課の所管する資産の概要

学術文化財課の所管する文化施設の所在地、設置時期、敷地面積等は、表IV 4-1のとおりである。なお、山梨県立美術館及び山梨県立文学館は、美術館の森公園と合わせて一体として指定管理者制度が導入されている。

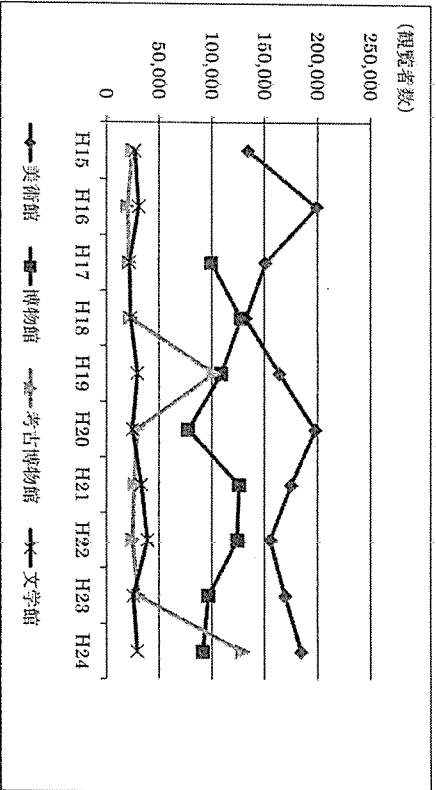
表IV 4-1 県立文化施設の概要（単位：百万円）

施設名	所在地	設置年月	敷地面積	建設費等	管理
県立美術館	甲府市	昭和58年11月	17,494.03 m <sup>2</sup>	当初 1,725 増築 2,318	指定管理
県立文学館	甲府市	平成元年11月	3,258 m <sup>2</sup> (建築面積)	2,846	指定管理
県立博物館	笛吹市	平成17年10月	65,000 m <sup>2</sup>	10,235	県直営
県立考古博物館	甲府市	昭和57年11月	1,91a	1,086	県直営

(出典：平成 24 年度公共施設管理運営状況調査シート他)

また、各施設の観覧者数は、図IV 4-2のとおりであり、特別展などそれぞれの施設で開催されるイベントに影響される傾向がある。

図IV 4-2 県立文化施設の観覧者の状況 (単位:人)



名称	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
美術館	134,519	190,382	130,980	192,283	164,214	198,079	178,068	163,887	163,836	184,757
博物館	98,768	99,768	127,855	109,082	77,681	128,926	124,138	94,890	91,464	91,464
考古博物館	24,729	20,110	21,709	23,011	102,128	29,042	26,915	21,850	30,492	129,221
文学館	27,176	30,207	22,210	21,200	29,471	21,957	39,397	30,068	25,651	23,201

上記は、常設展・特別展の観覧者数の合計数  
(出典：学術文化財課作成資料)

③ 管理台帳の概要

建物やその付属設備(公有財産)は公有財産管理システム(公有財産台帳)により管理しており、備品は物品調達管理システム(備品台帳)により管理している。また、美術品などの収蔵品は収蔵品目録でも管理している。修繕の実績に関しては、公有財産及び備品のいずれも台帳には記録しておらず、別途、修繕工事一覧表を作成し、履歴を管理している。

備品については、毎年現品確認を行い、7月31日を基準日とし、9月30日までに各県立文化施設より出納局管理課に報告している。

④ 建築物等の点検とその点検結果の把握

建築物等の点検については法定点検を行っている。また、総務職員による点検も実施されており、その結果は施設点検票として作成される。

⑤ 維持管理計画

長期維持管理計画はなく、必要に応じて予算を確保し修繕を実施している(図IV 4-3)。学術文化財課から財政課への予算要望は、各県立文化施設からの要請を学術文化財課で集約し、優先順位をつけて行われている。なお、指定管理者制度を導入している県立文化施設については、指定管理者との協定に基づき、20万円未満の修繕は、指定管理者の負担で行われている。

図IV 4-3 直近5年間の修繕等工事実績 (単位:千円)

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	予算額	22,081	9,867	65,586	3,345
実績	22,081	9,867	65,586	3,345	-
内容	・燃焼室(蒸気遠流ボイラー)1号機、蒸気吸収式冷卻機) ・身障者用トイレ自動扉 改修工事 ・美術館ゼロエネプログラム設置工事	・県民ギヤラリー壁改修工事	・空冷式トボンプチラー分解整備工事 ・県民ギヤラリーC壁改修工事 ・中央監視制御装置改修工事	・非常用直流電源装置更新工事	-
山梨県立美術館	-	-	-	-	-
山梨県立考古博物館	4,893	-	27,576	519	1,489
内容	・正面玄関自動ドア設置 ・トイレLUD化改修	-	・エントランス天井照明改修 ・冷温水発生器更新	・排煙窓(新修セントー)オペレーター装置改修	・地下次イルクランプ改修
山梨県立文学館	3,852	-	69,979	-	-
内容	・舞台照明設備 ・芸術の森公園敷地内改修工事	-	・中央監視制御装置改修工事 ・空調機自動制御設備他改修工事 ・中央監視制御装置改修工事	-	-

(出典 学術文化財課作成資料)

⑨ 指定管理者制度

山梨県立美術館、山梨県立文学館は、芸術の森公園と合わせて一体として指定管理者制度が導入されている。平成21年度の指定管理者導入時の募集では5団体（4団体はレストラン等飲食提供施設の運営業務も実施可能団体）の応募があったが、平成25年度の募集では、1団体の応募であった。

これは、「レストラン等飲食提供施設の運営業務」を含めて募集したことが影響していると推察される。当該業務を円滑に実施するためには、飲食業特有の経験・知識・ノウハウが必要であり、これを含めた全ての管理運営業務に対応可能な事業者・団体が少なかったことも原因のひとつと考えられる。

なお、当該応募者が指定管理者に選定されている。

表IV-4-4 平成25年度指定管理者応募団体数と指定管理者候補先

施設名	山梨県立美術館、山梨県立文学館、山梨県芸術の森公園
応募者の資格	山梨県内に主たる事務所を置く又は置くこととする法人等で、応募条件を満たした法人等であること。
選定の方法	公募型プロポーサル方式により、指定管理者候補者を選定
指定期間	5年間(平成26年4月1日から平成31年3月31日)
管理運営業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸箱（ギャラリー、ホール、講堂、研修室等）業務</li> <li>・使用料及び観覧料の収納・管理業務</li> <li>・総合案内、常設展・特別（企画）展の受付・監視業務</li> <li>・広報、利用促進に関する業務</li> <li>・施設・設備の維持管理業務</li> <li>・警備業務</li> <li>・清掃業務</li> <li>・植栽管理業務</li> <li>・レストラン等飲食提供施設の運営業務</li> <li>・自動販売機の設置・運営業務</li> <li>・委託業者監督業務</li> <li>・環境配慮業務</li> </ul>
※参考： 山梨県教育委員会 会が直接行う業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常設展・特別（企画）展の企画・展示</li> <li>・美術品、文学資料等の収集、保管、調査研究</li> <li>・教育普及</li> <li>・県予算の執行・管理 等</li> </ul>
応募団体数	1
指定管理者	SPS・桔梗屋グループ

一方、山梨県立博物館、山梨県立考古博物館は、山梨県直営による管理が行われている。これらの施設に指定管理者制度を導入しないのは、調査研究、資料の収集、保管、展示、教育普及等には指定管理者制度に馴染まないこと、効率化経費削減の努力もしてい

いるため指定管理の効果が認められないこと、考古博物館協議会等において委員から直営の方向で進めるべきとの見解が示されていることなどが主な理由とのことである。

(2) 指定管理選定に先立つ市場調査について

意見 (IV-4-1 (2))  
美術館等3施設の指定管理者募集に際して、新規にレストラン事業を含めて募集したが、応募してきた業者は1団体のみであり、競争性を保った募集とはならなかった。指定管理者の公募手続さについて、前例がない形での募集等を行う際には、実現可能性があり、かつ競争性が確保された募集を行うために、事前に市場調査（サウンズデザイン）を行ってマーケット状況を具体的に確かめた上で、募集要領の作成を行うことが必要である。

平成25年度に、山梨県立美術館、山梨県立文学館及び山梨県芸術の森公園の業務の一部（総務部門等）の指定管理者を募集している。募集の内容等は、(1)に示す通りであり、次のスケジュールで選定が行われた。

月日	内容
6月20日～8月19日まで	募集要領の配付
7月4日	業務説明会及び現地説明会
① 7月8日から7月12日まで	募集に関する質問書の受付
② 7月29日から8月2日まで	質問に対する回答
③ 8月9日	申請書類の受付
8月12日から8月20日まで	指定管理候補者の選定
8月21日から10月上旬まで	

(1)でも記載しているが、指定管理の募集に関して、前回と異なる点は、業務内容にレストランの運営業務を加えたことである。「山梨県立美術館、山梨県立文学館、山梨県芸術の森公園管理運営業務の内容及び基準」によると次のように業務内容が定められている。

- 「山梨県立美術館、山梨県立文学館、山梨県芸術の森公園管理運営業務の内容及び基準」から抜粋
- レストラン等飲食提供施設の運営業務
- 食の安全性や地産地消等に十分に配慮し、美術館、文学館及び芸術の森公園の利用者に、施設との一体感を感じながらゆったりとした時間を過ごしていただけるようなサービスの提供を行う。

学術文化財として、従来から美術館等3施設を1業者に指定管理委託しており、

広報、利用促進に関する業務の活性化を図ること等を意図して、今回はレストラン事業も含めて、募集した。

しかし、応募してきた業者は1団体のみであり、競争性を保った募集とはならなかった。ちなみに、前回の募集時には5団体(4団体はレストラン等飲食提供施設の運営業務も実施可能団体)の応募があった。

施設維持管理業とレストラン事業とは、ノウハウが異なると考えられる。学術文化財課は、全国の状況の調査は実施したものの、業者への事前ヒアリングによるマーケット状況の確認までは実施しなかった。今回の募集は、応募者の資格として「山梨県内に主たる事務所を置く又は置くこととする法人等であること」として一定の制約を課しており、また山梨県としては前例がない形での募集となるため、山梨県内に施設維持管理業とレストラン事業の両方を併せ持つ業者がどれだけいるか等、事前に十分な調査をし、実現可能性、競争性が確保されることを確認した上で、募集を行うべきであったと考えられる。

他の自治体の例として、静岡県袋井市では、指定管理者を公募する前に大まかな管理運営方針、業務範囲、リスク分担等を「実施方針」として公表し、広く意見・提案を求めるサウンディング(市場調査)を行っている。サウンディングの目的は以下のとおりである。

(静岡県袋井市のホームページより抜粋)

～サウンディングの目的～

1. 市民(利用者)の意見等収集
2. 民間独自のノウハウやアイデアの活用
3. リスクの明確化
4. 応募(予定)者に関する情報収集
5. 応募(予定)者への情報提供

また、山梨県でも、同様の考え方が「やまなしPFI事業推進マニュアル」(平成15年4月)において示されているため、指定管理者の公募に際しても参考にできる。

(「やまなしPFI事業推進マニュアル」(平成15年4月)より抜粋)

1 実施方針の作成

(7) 市場調査(サウンディング)の実施

活用すべき民間事業者のノウハウを的確に把握すること、また、民間事業者が提供可能な業務範囲、受け入れ可能なリスクの範囲や内容を正確に把握すること等を目的として、民間事業者へのサウンディングを行います。サウンディングの結果は事業スキームの構築の参考とし、実施方針の策定に

も反映させます。従って、サウンディングの実施は実施方針の作成の段階までに行うこととします。

以上より、指定管理者の公募手続きに際して、前例がない形での募集等を行う際には、実現可能性があり、かつ競争性が確保された募集を行うために、事前に市場調査(サウンディング)を行ってマーケット状況を具体的に確かめた上で、募集要領の作成を行うことが必要である。

(3) 県立文化施設の費用分析管理について

意見(IV-4-(3))  
指定管理者から報告された施設運営費用は、その妥当性に関する分析が十分なされていない。そのため、費用削減の余地があった場合でもその機会を適時にとらえることができず、得られた効果に対し過剰な支出を行っている可能性がある。県立文化施設を適正な費用で運用することは県民の期待するところと考えられるため、運営費用について、固定変動分析、期間比較分析、関連指標との比較分析など、分析を行い、費用削減の余地がないか検討し、得られた効果に対し過剰な支出を行わない仕組みづくりを検討されたい。

(1) で記載したとおり、学術文化財課で管理している施設のうち、美術館等は指定管理者により運営が行われ、博物館と考古博物館は県の直営となっている。学術文化財課は、指定管理者から運営に関する定期的な報告を受けており、当該報告等を通じて運営費用の状況を把握している。

しかし、把握した施設運営費用は、費用の妥当性に関する分析が詳細にはなされていない。そのため、費用削減の余地があったとしても、その機会を適時にとらえることができず、得られた効果に対し過剰な支出を行っている可能性がある。

県立文化施設は、県の重要な資産の一つであり、それを適正な費用で運用することは県民の期待するところと考えられる。運営費用について分析を行い、費用削減の余地がないか検討し、得られた効果に対し過剰な支出を行わない仕組みづくりを検討されたい。

なお、費用の分析においては、通常、以下のような確認が行われることが期待される。

- ① 施設運営費用を、来館者数に連動して増減する費用かどうかによって固定費と変動費に分類する。

② 分類後、費用を時系列化する。具体的には、年次、四半期、月次等、分析目的に適した期間毎に費用をまとめ、各期間の比較分析が可能になるようにする。

③ 来館者数、施設運営従事者数等、分析に役に立つ情報もあわせて時系列化する。

④ 変動費については、来館者数に連動して増減することを利用して、来館者数に相応した適正な金額におおよそなっているかを確認する。





5. 福祉保健部障害福祉課の所管する資産について

(1) 資産概要等

① 障害福祉課の業務の概要

福祉保健部障害福祉課では、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所及び障害児施設を整備・指導・監督などを行っている。

② 障害福祉課の所管する資産の概要

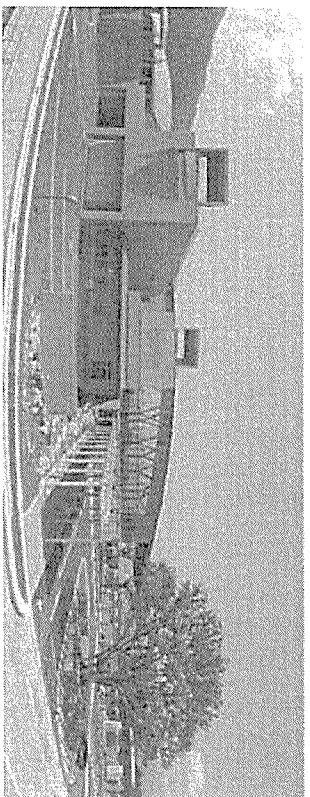
障害福祉課の所管する施設の種別、管理形態等は表IV 5-1、表IV 5-2の通りである。

表IV 5-1 管理施設の状況（平成 25 年 7 月末現在）

施設名	種別	定員 (※)	竣工年度	管理形態 (指定期間)
梨の実寮	障害者支援施設	126	昭 53 年	指定管理者(10 年)
あさひワークホーム	障害者支援施設	125	昭 58 年	指定管理者(10 年)
あけぼの医療福祉センター成人寮	障害者支援施設	115	平 19 年	指定管理者(10 年)
青い鳥成人寮	障害者支援施設	120	平 23 年	指定管理者(10 年)
あゆみの家	障害福祉サービス事業所	24	平 19 年	指定管理者(5 年)
青箱福祉センター成人寮	障害者支援施設	204	平 11 年	指定管理者(5 年)
青箱福祉センター児童寮	福祉型障害児入所施設 障害者支援施設	80	平 11 年	直営
あけぼの医療福祉センター	医療型障害児入所施設 医療型児童発達支援センター 障害福祉サービス事業所	118	平 19 年	直営

※施設が提供する各種サービスの合計定員  
(出典：福祉保健部障害福祉課 作成資料)

図IV 5-2 あけぼの医療福祉センター外観



(出典：山梨県 HP)

③ 管理台帳の概要

建物やその付属設備（公有財産）は公有財産管理システム（公有財産台帳）により管理しており、備品は物品調達管理システム（備品台帳）により管理している。

④ 建築物等の点検とその点検結果の把握

建築基準法に基づく 3 年毎の点検は、直営施設は営繕課で実施しており、指定管理施設は指定管理者への委託業務に含まれている。障害福祉課担当者は、これらの点検記録を年 1 回の施設セミナー開催時に確認している。

また、毎年、予算要望前に施設の担当者（指定管理施設の場合は指定管理者）が修繕の必要性の有無を点検・確認している。

ただし、現時点では、老朽化を判断する具体的な指標は設定されておらず、老朽化の危険性を把握する体制も構築されていない。

⑤ 維持管理計画

施設の総点検により判明した修繕箇所については、その必要性や費用対効果等を総合的に判断し、優先順位を付けて予算要望している。

また、緊急対応を必要とする修繕が発生した場合は、その都度、予算措置を行い対応している。指定管理者制度を導入している施設については、60 万円未満の修繕は、指定管理者の負担で対応している。

現状では、長期的な維持管理計画は策定されておらず、劣化・故障・損傷等が発生した箇所を修繕するという事後対応になっている。また、長期維持管理計画の策定に必要な

な情報である修繕結果の履歴管理も行われていない。

㊦ 障害者支援施設の活用法

(ア) 施設の運営方法について

指定管理者制度を採用している6施設に関しては、施設の管理運営全般を指定管理者に任せることにより民間のノウハウを活用し、利用者サービスの向上を図るとともに、効率的な施設運営により運営コストの削減に努めている。

他方で、山梨県直営の2施設については、山梨県内に福祉型障害児入所施設や医療型障害児入所施設を運営している民間事業者がいなかったため、指定管理者として運営を任せられる、又は運営を希望する事業者がいなかった状況である。そのため、引き続き山梨県が直営で運営している。

(イ) 施設の稼働状況について

各施設の直近3年間の稼働状況は表IV 5-3のとおりである。施設の大半は稼働率が100%近くとなり、事業運営は概ね良好である。あけぼの医療福祉センターの稼働率が60%程度と他の施設に比べて低いことは県も認識しており、稼働率の向上策や施設規模の適正化について検討を進めている状況である。

表IV 5-3 施設の稼働状況

施設名	H21年度	H22年度	H23年度
梨の葉寮	92.0%	84.1%	85.7%
あさひグループホーム	98.0%	97.0%	99.0%
あけぼの医療福祉センター成人寮	68.3%	95.7%	100.0%
青い鳥成人寮	100.0%	100.0%	100.0%
あゆみの家	89.6%	84.6%	80.4%
青精福祉センター(成人寮及び児童寮)	93.7%	90.9%	90.9%
あけぼの医療福祉センター	57.1%	60.0%	66.7%

(出典：福祉保健部障害福祉課 作成資料)

(ウ) 施設の今後の運営方針について

概ね、施設の整備については行政が主導的な役割を担ってきたが、昭和40～50年代には施設運営や利用者支援のノウハウも蓄積されたことで、社会福祉法人などの民間事業者の参入が進み、現在では民間による施設数や利用者数が施設全体の大きな比率を

占める状況になっている。また、施設のあり方は、従来行われていた施設入所中心の福祉サービスから、地域や在宅でのきめ細かい福祉サービスへ移行されつつあり、障害者が地域で生き生きと自立し生活できる施策への転換が求められている。

こうした中、障害福祉課は、今後の県の福祉施設行政の取り組みに当たっては、民間との役割分担を明確にし、時代に合った福祉サービスの向上を図るとともに、新たな福祉サービスへの対応などに重点を移していく必要があるとの観点から、現行施設の今後の運営方針について検討を進めている状況である。

(2) 長期継続契約による清掃業務の毎年度評価について

見 (IV-5-1 (2))  
多くの障害者が利用する施設では、施設を清潔に保つ必要があり、清掃を適切に実施する必要がある。  
施設の清掃業務の委託を長期継続契約とする場合、受託業者の業務の品質等を適切に評価すべく、評価項目及び契約継続の可否についての条件を定めた評価シートの作成、施設管理者による履行状況の定期的な評価、評価結果及び改善すべき点の受託業者への通知などを実施することが望まれる。

障害福祉課所管の県立あけぼの医療福祉センターは、18歳未満の肢体不自由児や重症心身障害児及び18歳以上の重症心身障害者を対象とした入所施設であり、運営は県が直接行っている。

あけぼの医療福祉センターの清掃業務は平成24年度時点から平成25年3月31日まで継続契約が締結されており、契約期間は平成22年6月1日から平成25年3月31日まで契約金額は総額27,486,500円であった。

多くの障害者が利用する入所施設は、特に行き届いたこまめな清掃が必要である。そのため、このような長期(複数年)の業務委託契約を締結している場合、受託業者の業務の履行状況の評価及び契約継続の可否の判断がより重要である。

契約書には、受託業者の作業が甚だしく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるときは契約が解除できるという条項が設けられている。しかし、受託業者の業務の評価に関する具体的な判断基準やルール化された手続は定められていない。

障害福祉課は、直営施設の清掃について長期継続契約とする場合、評価項目及び契約継続の可否についての条件を定めた評価シートを施設管理者及び業者と協議の上作成し、毎年度施設管理者に履行状況を適切に評価させ、評価結果及び改善すべき点を受託業者に伝える機会を定期的に持たせることが望ましい。

6. 警察本部会計課の所管する資産について

(1) 資産概要等

① 警察本部会計課の業務の概要

警察署は、警察法第53条により、都道府県を区域に分ち、各地域を管轄する警察署を置くことと定められている。警察署には、警務課、会計課、生活安全課、地域課、刑事課、交通課、警備課があり、それぞれ表IV 6-1の役割を果たしている。

表IV 6-1 警察署の各課の役割

課	役割
警務課	相談、警察官の採用
会計課	落とし物や拾い物の受け・保管
生活安全課	町の人が犯罪の被害に遭わなしたための指導、少年の非行防止の活動
地域課	交番や駐在所を中心に、安全を守るためのパトロール、家庭訪問、道案内、落とし物や拾い物の保管
刑事課	殺人・強盗・窃盗などの犯罪の捜査、暴力団、銃器・薬物の取締り、鑑識活動
交通課	交通のルールやマナーを指導、交通違反の取締り、交通の規制、交通事故の処理、運転免許や車庫証明等の受け付け
警備課	テロ、テリヤなどの犯罪の取締り、地震や台風の災害から住民を守る

(出典：山梨県警察本部ホームページより抜粋)

また、警察署の下部組織として、交番・駐在所が設置されており、地域ごとに安全を守るためのパトロール、家庭訪問、道案内、落とし物や拾い物の保管を行っている。警察本部会計課では、警察署、駐在所、交番、待機倉庫等の公有財産の修繕、管理を行っている。

② 警察本部会計課の所管する資産の概要

警察本部会計課が所管する警察署庁舎、交番、駐在所は、管轄ごとに表IV 6-2のように区分される。

表IV 6-2 県内の警察署

警察署	管轄区域	交番	駐在所
甲府警察署	甲府市の北部（相田、砂田、坂東、中央、相生、石田、高知地区以北）	甲府駅前交番、寿交番、坂東交番、酒折交番、山の手交番、千原交番、池田交番、貫川交番	甲斐駐在所、北新駐在所、相川駐在所、徳行駐在所、舟仙崎駐在所
南甲府警察署	甲府市の南端（黒石、上河原、朝霞、青沼、湯田、太田町、厚田地区以南）	湯田交番、小瀬交番、昭和和隆交番	玉籠駐在所、大里駐在所、大園駐在所、若菜口駐在所、上曾根駐在所、上九一色駐在所、小半田駐在所、花輪駐在所、下河原駐在所、皮島駐在所、豊富駐在所、西条駐在所、押原駐在所
甲府アルプス警察署	南アルプス市	—	小笠原駐在所、野之瀬駐在所、百田駐在所、殿駐在所、寺諏訪駐在所、巨摩駐在所、大井駐在所、南瀬駐在所、善合駐在所、五明駐在所、三田駐在所、鏡中交番駐在所、八甲駐在所、戸安駐在所
北杜警察署	北杜市	—	丹野駐在所、旭駐在所、竜岡駐在所、徳原駐在所、穴山駐在所、藤井駐在所、坂島北駐在所、豊島南駐在所、豊島駐在所、壺崎駐在所
峡湾警察署	西八ヶ岳市川三郷町、南巨摩郡富士川町	市川大門交番	朝神駐在所、上手駐在所、菅科子駐在所、坂島北駐在所、増富駐在所、清里駐在所、高根駐在所、日野春駐在所、大泉駐在所、倉ヶ橋駐在所、奥条駐在所、沢川駐在所、小瀬沢駐在所
南都警察署	南巨摩郡 南郷町、早川町、身延町（木箱湖区域を除く。）	—	大岡駐在所、上野駐在所、岩間駐在所、青柳駐在所、玉置駐在所、最勝寺駐在所、つき来駐在所
富吹警察署	富吹市	—	本蓮駐在所、久那土駐在所、常葉駐在所、下瀬駐在所、日島駐在所、明石駐在所、下山駐在所、身延山駐在所、身延駅前駐在所、富河駐在所、万沢駐在所
日下郡警察署	山梨市、甲州市	山梨市駅前交番、塩山駅前交番	富士見駐在所、黒駒駐在所、飯生駐在所、金田駐在所、後園駐在所、相模駐在所、八ヶ岳駐在所、鏡川駐在所、弊目屋駐在所、井川駐在所
富士吉田警察署	富士吉田市、清瀬郡 藤原町、山中瀬村及び鳴沢村、南巨摩郡のうち身延町の一部(木箱湖区域)	月江寺交番、河口湖交番	真山梨駅前駐在所、落合駐在所、日川駐在所、牧丘駐在所、牧平駐在所、三笠駐在所、千原駐在所、杉金駐在所、松里駐在所、勝沼駐在所、桜駐在所、勝沼さどう橋駅前駐在所、大和駐在所



ば、警察官以外の県職員も利用は可能である。ただし、現在宿舍の空室情報の一元管理は行われておらず、県職員全体への空室情報の提供も行われていない。そのため、待機宿舍について警察官以外の利用はほとんどとどまらせていない。

(山梨県宿舍管理規則より抜粋)

(無料宿舍)

第六条 無料宿舍は、知事、副知事及び次に掲げる職員のうち知事が承認する者に無料で使用させる。

- 一 本来の職務に伴って、通常の勤務時間外において、生命若しくは財産を保護するための非常勤務又はこれと類似の性質を有する勤務に従事する者
- 二 社会福祉事業の施設において、通常の勤務時間外に収容者の保護、監督等に従事する者
- 三 へき地にある公署に勤務する者
- 四 公署を監視するため、常時公署の構内に居住する者
- 五 職務の性質からみて、公署の延長ともいふべき公的性が極めて強いものを使用する者

(有料宿舍)  
第七条 有料宿舍は、次に掲げる場合において、無料宿舍を使用する者以外の職員に有料で使用させる。

- 一 職員の職務に関連して県の事務又は事業の運営に必要と認められる場合
- 二 職員の在勤地における住宅不足により県の事務又は事業の運営に支障をきたすおそれがあると認められる場合
- 三 福利厚生施設として必要があると認められる場合

(2) 待機宿舍の維持更新計画と空室の有効活用について

意見 (IV-6-1 (2) ①)

経年による老朽化等も影響し、空室が目立つ待機宿舍が少なくない。しかし、待機宿舍の維持更新計画は策定されていない。待機宿舍の維持更新計画を策定するべきである。また、計画の策定においては、将来的な県の財政を鑑み、建て替えや改修だけではなく、売却等も選択肢とし、職員に対する家賃補助と合わせて民間賃貸物件の活用を検討することが望まれる。

意見 (IV-6-1 (2) ②)

今後、維持更新計画を策定し、選別を進めるとしても、個々の待機宿舍について具体的な方針が確定するまでは一定の期間を要すると思われる。具体的には、警察職員以外の一般部局の職員への宿舍として活用することが考えられる。そのため、待機結果報告書の保管・廃棄に関するルールが定められていない。

機宿舍の空室がある場合は、警察職員以外の一般部局の職員へ宿舍の空室情報を周知して、一般部局の職員の宿舍として活用することが望まれる。

警察官は、職務の性質上、管轄内に居住することが求められているため、待機宿舍が提供されている。県が整備している待機宿舍は、合計 36 件である (平成 24 年 4 月 1 日現在)。しかし、宿舍の老朽化等も影響し、空室が目立つ待機宿舍が少なくない。空室が 50%以上の待機宿舍は、4 棟ある。

なお、待機宿舍の月額入居料は、本部が管理する待機宿舍で、面積 52 m<sup>2</sup>~80 m<sup>2</sup>の物件が、本部勤務警察官は 4,240 円~24,910 円、警察署勤務警察官は 2,120 円~14,280 円となっている。各署が管理する待機宿舍の月額入居料も同様の水準となっている。

ここで、空室率が特に高い夙沢待機と和原待機の入居状況の推移をみると、夙沢待機については空室率が高い状態が長期間続いており、和原待機については最近 3 年で空室率が高まっている。

空室が多い待機宿舍の原因を分析すると、空室が多い待機宿舍は建築年数がかなり経過しており老朽化していることと、管轄内に民間賃貸物件があるため職員が民間賃貸物件を選択していることが空室の多い原因であることが考えられる。

老朽化への対応に関しては、担当者レベルのものではあるが更新計画を策定し、部署内で将来的な議論で行われている。ただし、組織内での意思決定までは行われていない。管轄内に民間賃貸物件が存在する地域の待機宿舍の存続の要否については、部署内においても議論されていないとのことである。

待機宿舍の老朽化が進んでいるため、待機宿舍の正式な維持更新計画を策定するべきである。計画を策定する際には、将来的な県の財政を鑑み、建て替えや改修だけではなく、売却等の選択肢も検討すべきである。管轄内に民間賃貸物件がある場合に、職員に対して待機宿舍の提供に代えて、家賃補助を行い、民間賃貸物件を積極的に活用するということである。

また、計画を策定し、個々の待機宿舍に対する具体的方針が確定するまでの間に、待機宿舍を有効活用する方法を検討する必要がある。山梨県宿舍管理規則第 6 条、第 7 条には宿舍を使用できる者は「職員」とあるので、警察職員以外の職員の宿舍として活用することが考えられる。そのため、待機宿舍の空室がある場合は、警察職員以外の職員へ宿舍の空室情報を周知して、活用することが望ましい。

(3) 点検及び修繕履歴の管理

意見 (IV-6-1 (3) ①)

点検結果報告書の保管・廃棄に関するルールが定められていない。点検結果等の情報は、今後、施設を維持管理していく上で、重要な情報であるため、点検結果報告書の保管方法を定めることが望まれる。

意見 (IV-6-1 (3) ②)  
公有財産台帳に実施した修繕工事の詳細な情報が残されていないため、情報が必要な場合は図面等の書類を参照する必要がある。しかし、各警察署で発注した工事の書類は5年間しか保管されていない。  
修繕履歴は、今後、施設を維持管理していく上で、重要な情報であるため、図面等の書類を含む修繕履歴は少なくとも該当施設を使用している期間は保管し続けることが望まれる。

意見 (IV-6-1 (3) ③)  
警察本部会計課の所管する資産は数が多く、施設の耐用年数は長期にわたることから、情報の管理が容易でない。  
効率的に管理するべく、施設ごとに点検・修繕履歴をデータベース化して一元的に管理することが望まれる。

警察本部会計課では、建築基準法12条による施設の劣化状況の定期点検(法定点検)は外部の専門業者に委託し、点検結果が記された報告書を紙面にて保管している。法定点検は、平成20年度より義務付けられた比較的新しい制度であるため、警察本部会計課では、点検結果報告書の保管・廃棄ルールを定めていない。義務付けられてから年数が経過していないこと、分量がそれほど多くないことから、過去の報告書全てが保管されている。現状では、保管・廃棄ルールがなくとも実務的な支障は生じていない。しかし、法定点検が義務付けられる以前の点検結果については残されていない。  
また、各警察署でも、管轄する施設等の点検を外部の専門業者に委託している。点検結果報告書の管理状況は、警察本部と同様である。  
点検結果等の情報は、今後、施設を維持管理していく上で、重要な情報であるため、点検結果報告書の保管方法を定めることが必要である。  
一方、修繕履歴については、警察本部会計課は公有財産台帳の概要欄に工事発注履歴を記録している。しかし、この工事発注履歴は、簡潔な内容であり、施設のどの部分にどのような修繕を行ったかなどの詳細な情報は記録されていない。また、営繕課が使用している保全情報システム(BIMMS)など他のシステムも活用していない。そのため、そのため修繕の詳細を把握するためには、図面や仕様書等の資料を参照する必要がある。営繕課が発注する修繕工事については、10年以上前の図面についても保管されている。しかし、100万円程度以下の小額修繕は各警察署で発注するため、図面等の書類は各警察署で5年間保管している状況である。  
修繕履歴は、今後、施設を維持管理していく上で、重要な情報であるため、図面等の書類を含む修繕履歴は少なくとも該当施設を使用している期間は保管し続けるべきである。  
具体的な保管方法としては、警察本部会計課の所管する資産は物件の数が多く、また、

施設の耐用年数が長期に亘ることから、効率的に管理するべく、施設ごとに点検・修繕履歴をデータベース化して一元的に管理することが望ましい。

7. 総務部管財課の所管する資産について

(1) 資産概要等

① 管財課の業務の概要

管財課では、庁舎の維持管理(本庁に限る)、公有財産台帳の整理、普通財産の管理・貸付・処分、及び職員宿舍の管理などを行っている。

② 管財課の所管する資産の概要

管財課が所管する資産の概要は、表IV7-1、表IV7-2、表IV7-3の通りである。

表IV7-1 本庁舎(平成25年10月末現在)

名称	建築年	延床面積(m <sup>2</sup> )
本館	昭和38年	10,414
旧館	昭和5年	6,589
北別館	昭和43年	8,578
防災新館	平成25年	28,677
議事室	昭和3年	4,166
車庫	昭和39年	195
西別館	平成20年に民間から取得	1,374
県民会館	昭和35年	6,175

(出典：総務部管財課 作成資料)

表IV7-2 職員宿舍の状況(平成25年3月末現在)

名称	建築年	管理戸数
県職員宿舍メイザル飯田	平成4年	38
音羽県職員宿舍い号棟	平成5年	9
音羽県職員宿舍ろ号棟	平成10年	12
音羽県職員宿舍は号棟	平成8年	12
音羽県職員宿舍に号棟	平成6年	12
宮前県職員宿舍1号館	平成7年	20
宮前県職員宿舍2号館	平成7年	16
富士吉田県職員宿舍1号館	平成9年	16
富士吉田県職員宿舍2号館	平成10年	18
合計		153

(出典：総務部管財課 作成資料)

表IV7-3 普通財産の状況(平成25年8月末現在)

名称	所在地	地種(m <sup>2</sup> )	用途廃止年月日
旧峡北高校グラウンド	北杜市	27,150	平成16.8.23
旧運転免許センター	南アヅマ市	18,023	平成18.4.1
河口湖河口県有地	富士河口湖町	15,972	平成13年3月に土地開発公社より普通財産として取得
旧飯田職員宿舍跡地	甲府市	2,870	平成23.3.31
旧石和職員宿舍跡地	笛吹市	5,856	平成25.3.31
旧吉田保健所跡地	富士吉田市	1,876	平成10.5.31
旧峡南地区僻地高校生寄宿舍跡地(大野寮)	南巨摩郡身延町	1,755	平成22.4.1
旧県立大学職員宿舍跡地	甲府市	1,645	平成22.4.1
旧日下郡待養宿舍跡地	山梨市	945	平成19.11.30
旧身延公共職業安定所跡地	南巨摩郡身延町	550	昭和49年3月に普通財産として取得
旧清山寮跡地	韮崎市	7,143	平成24.4.1
旧韮崎職員宿舍跡地	韮崎市	2,141	平成24.4.1

(出典：総務部管財課 作成資料)

③ 管理台帳の概要

建物やその付属設備(公有財産)は公有財産管理システム(公有財産台帳)により管理しており、備品は物品調達管理システムにより管理している。

管財課は、他の部署が所管する公有財産を含め、公有財産管理システムによる公有財産台帳の一元的管理を担当している。

一部の部署を除き公有財産を所管する各部署では、公有財産に異動があった場合は、各所管部署において異動報告書が作成・確認され、これが管財課に報告される。管財課は当該報告を元に異動内容を公有財産管理システムに登録している。

また、管財課は、年1回公有財産管理システムの登録漏れの確認を各所管部署に依頼し、正確かつ網羅的な台帳登録を管理している。

④ 建築物等の点検とその点検結果の把握

管財課では、職員が現地を外壁の傷みを目視で確認するか、写真での確認などによる自主点検を実施している。点検結果は紙で管理しており、データベース化は行っていない。

⑤ 維持管理計画

(ア) 本庁舎を含む県有建物について

山梨県ではこれまで県有建物の施設整備については、建物の老朽化や行政需要の変化などに伴い、建物の新築や建て替えが繰り返されてきた。しかし、財政状況が厳しい中、経費削減を図る必要がある。また、廃棄物の増大や環境負荷の増大が問題視されており、建設廃棄物の発生抑制や建物の適切な維持管理による省エネルギー対策及びライフサイクルコストの削減に向けた対応が求められている。

現在、県有建物の約半数が築後30年以上経過し、10年後には約7割となることから、このままでは、これらの維持修繕コストや改修コストが県財政を一層圧迫することが予測される。

このような状況認識の下、管財課では平成25年度に取り組みべき課題として、下記のとおり、県有建物の長寿命化の推進を掲げている。

県有建物の長寿命化への対応方針（総務部管財課作成資料より）

【現状の対応】

本庁舎や合同庁舎など、一部の建物については、定期的に点検を行い、故障や不具合が生じた設備、また事故に繋がるおそれの高い箇所を修繕するとともに、屋根防水など建物の機能維持に役立つ補修を予防保全的に行っている他、点検結果や改修工事の履歴などの情報を保全情報システムによりデータベース化している。

【今後の対応方針】

一部の建物については、定期的な点検や予防保全的な工事を行う他、耐震改修工事や省エネルギー診断に取り組んでいるところであるが、現在、県有建物の管理は、各部局及び施設ごとに行われていることから、全庁的かつ長期的視点に基づき、今後の行政需要の変化への対応と財政支出の平準化を図りながら、県有建物の長寿命化を推進するための仕組みづくりの可能性について研究を行う。

【スケジュール】

- 平成25年度 県有建物の長寿命化に関する研究
- 平成26年度 県有建物の長寿命化に関する計画の策定
- 平成27年度以降 県有建物の長寿命化の具体的な取り組みの実施

平成25年度においては、県有建物の長寿命化に関する研究として、他の自治体の老朽化対策・フレンチライノベジメンツの実施状況に関する情報収集を進めている段階である。

(イ) 職員宿舎について

職員宿舎については平成22年に廃止・縮小計画を策定した。当該計画によれば、昭和に建設された宿舎は、廃止する計画であり、平成25年度中に全て取壊しが完了する見込みである。平成に建設された宿舎は、人材確保や人事異動などの人事政策上の理由で今後も継続使用していく。ただし、人事政策上の理由だけでは全部屋は埋まらないため、福利厚生目的にも利用することで有効に活用していく。残存する宿舎は、比較的築浅であるため、修繕はほとんど発生していない状況である。管財課において、平成30年までの改修計画は策定しているが、ライフサイクルコストの削減に主眼を置いた対応にはなっておらず、前述の「県有建物の長寿命化への対応方針」に即した内容にはなっていない。

⑥ 所管する資産の活用状況

(ア) 普通財産について

管財課では、用途廃止された普通財産を所管しており、他の公的利用、市町村での利用、売却（一般競争入札）の順に検討している。また、普通財産について、売却処分等を行うまでの間の暫定活用策として、管理・処分が困難のない範囲で、一定の用途に限り貸付を行っている。

管理資料等により最近の状況を把握したところ、入札等による売却や一時貸付を行っている普通財産がある一方で、用途廃止から長期間が経過したが、売却・貸付等の有効活用が実現出来ていない普通財産も存在することが確認された。

(イ) 職員宿舎について

職員宿舎の平成24年度末の稼働状況は表IV7-4の通りである。

これらの職員宿舎は、全て平成に建設されたものであり比較的新しいこと、また入居料も低廉であることから、入居率は全体で8割を超えている状況である。

職員宿舎は、全て山梨県の直営であり、指定管理者制度は採用されていない。入居料に基づく収入総額が大きくないことから、民間導入のメリットが小さいことが理由であるとのことである。



表IV7-4 職員宿舍の稼働状況(平成25年3月末)

名称	戸数	m <sup>2</sup> /戸	入居料(月額)	入居戸数	入居率
県職員宿舍メイズル飯田	38	26.88	12,040	29	76.3%
音羽県職員舎い号棟	9	75.44	27,980	8	88.9%
音羽県職員舎ろ号棟	12	75.44	27,980	10	83.3%
音羽県職員舎は号棟	12	75.44	27,980	12	100.0%
音羽県職員舎に号棟	12	75.44	27,980	9	75.0%
宮前県職員舎1号館	20	75.44	27,980	16	80.0%
宮前県職員舎2号館	16	75.44	27,980	15	93.8%
富士吉田県職員舎1号館	16	75.98	19,710	11	68.8%
富士吉田県職員舎2号館	18	33.83-36.04	10,600-11,800	14	77.8%
合計	153			124	81.0%

(出典：総務部管財課 作成資料)

(2) 全庁的フレスリテイエネジメンツの推進的役割の期待

意見 (IV-7-1 (2))  
 今後、公共施設を効率的・効果的に維持・管理・運営していくためには、フレスリテイエネジメンツを導入し、全庁横断的に取り組むことが必要である。  
 各部署とフレスリテイエネジメンツに関する情報共有を図って、フレスリテイエネジメンツを主導的に推進することが望まれる。

今後、県有の公共施設を維持管理し、効率的利用によって財政負担を軽減していくためには、アセットマネジメントの一環としての、フレスリテイエネジメンツの導入が必須である。現状のような所管ごとの縦割りの分散管理体制ではなく、全庁横断的な管理体制を整備し、施設の社会的需要や老朽度の判定を総合的に勘案することで、投資の平準化、効率化を図ることができる。

管財課は、「関東甲信静管財課長協議会」への参加等から蓄積しているフレスリテイエネジメンツに関する情報を他部署と共有するとともに、これまでの県有資産の管理体制を生かして、全庁でフレスリテイエネジメンツを推進していくべきである。なお、県(営繕課)はフレスリテイエネジメンツ導入の準備を、庁舎関連施設の耐震化が終了する平成27年度以降に取り掛かるとしているが、耐震化の終了をあえて待つ必要はない。全国の都道府県の状況を見ると、導入済みが13道府県、導入予定が15県、未定が18都県となっている(表IV7-5)。導入後進捗とならないように、組織体制を組んで準備を進めるべきであろう。

表IV7-5 フレスリテイエネジメンツ導入に係る組織体制

番号	都道府県名	導入状況			組織体制(準備期間)				組織体制(導入後)				対象施設			
		済否	予定	未定	専任	兼任	委託	委託	委託	委託	委託	委託	棟数	延床面積		
1	北海道	○													19,323	764万m <sup>2</sup>
2	青森県	○			1	4								○	3,922	217万m <sup>2</sup>
3	岩手県															
4	宮城県															
5	秋田県	○			12			1	10	1	1	2	×	1,800	109万m <sup>2</sup>	
6	山形県															
7	福島県	○														
8	茨城県				2					2			○			
9	栃木県	○			2	1				3	2		×	6,300	280万m <sup>2</sup>	
10	群馬県				3	1	1						○	5,884	293万m <sup>2</sup>	
11	埼玉県												×	1,000	300万m <sup>2</sup>	
12	千葉県				4	1							×	2,000	350万m <sup>2</sup>	
13	東京都															
14	神奈川県	○			2	3				2	3		○	10,000	700万m <sup>2</sup>	
15	新潟県															
16	富山県															
17	石川県															
18	福井県				2										508	164万m <sup>2</sup>
19	山梨県												×			
20	長野県	○			7					9	3		×	9,000	361万m <sup>2</sup>	
21	岐阜県															
22	静岡県				1								○	7,900	410万m <sup>2</sup>	
23	愛知県	○			6	1	2	2	7	1	2	2	×	1,400		
24	三重県	○			2											
25	滋賀県	○			9	3	1			9	2		×			
26	兵庫県															
27	大阪府															
28	兵庫県															
29	奈良県				4	1	1			1			×	4,500	184万m <sup>2</sup>	
30	和歌山県	○														
31	鳥取県	○			3	1	2	1	3	1	2	1	○	626	38万m <sup>2</sup>	
32	島根県	○			5	5							×	5,200	140万m <sup>2</sup>	
33	岡山県				1					4	1		○	8,600	360万m <sup>2</sup>	
34	広島県	○			3	2	1			1			○			
35	山口県															
36	徳島県															
37	愛媛県	○								5			○	4,152	191万m <sup>2</sup>	
38	高知県															
39	福岡県															
40	福岡県															
41	佐賀県															
42	長崎県	○			2	2				1	2	1	○	455	98万m <sup>2</sup>	
43	熊本県				3	5							×			
44	大分県				2	1				1	1		×			
45	宮崎県															
46	鹿児島県															
47	沖縄県				1								×			

(資料提供：総務部管財課)

V. その他の関連部署等について

1. 県土整備部営繕課

(1) 資産概要等

① 営繕課の業務の概要

営繕課は、営繕事業の企画・調整、各部の建築（設備）に関する企画、立案への参画、新営工事設計委託新営建設及び維持補修工事の調査、計画、設計、監督等を担当し、県庁全体の営繕要求を受ける課である。なお少額の修繕は各財産を所有する課で実施している。

② 営繕業務について

(ア) 営繕業務のフロー

県有施設の新営建設に関する業務のフローは次のとおりである。各課が工事の手配等を営繕課に依頼し、この依頼を受けて営繕課が工事業者に発注している。その後、工事が完成するまで営繕課にて進捗等の管理を行い、工事完成確認後に「公有財産引渡書」を使用し各課に引き渡しを行う。

(イ) 優先度及び修繕工法の決定方法

修繕の優先度の決定は、営繕課が各課から修繕要求をヒアリングし、必要性が高いものから実施している。この際、現場の確認、前回の修繕からの経過年数、メーカーへの照会などの専門的な見地から修繕の必要性の検討等を行い、最終的に営繕課において判断するが、客観的な判断基準はない。

工法の選定は、営繕課で予算書を作成し、該当資産を所管する部署に説明したうえで、営繕課で最終決定する。工法は、物件の状況、損傷の程度などにより異なり、担当者が現場を視察し判断を行っており、マニュアルは存在しない。

③ 点検結果の把握

点検は、指定管理者制度を採用している県有施設等については、指定管理者によって実施されており、指定管理制度を採用していない県有施設等については、営繕課の技術

担当者によって実施されている。

点検結果は、保全情報システム（BIMMS）に入力している。なお BIMMS は営繕課のみで使用されており、各課との情報共有には利用されていない。営繕課で実施された点検結果は各課に通知され、各課にて管理を行う。

① 維持管理計画

営繕課では、平成 17 年 3 月に策定された「山梨県公共建築整備指針」に基づき、平成 19 年 2 月に「県有建築物長寿命化指針」を策定し、運用しているのみであり、県全体の長期維持更新計画の一元管理は行っていない。これは、施設管理の主体が施設に関連する事業を担当する各課であるため、長期維持更新計画が営繕課の担当業務に含まれていないことが一つの理由である。また、平成 20 年度まで営繕課は総務部に所属していたが、業務集約化に伴い、県土整備部に組織再編され、営繕課の人員が削減されたことも影響していると考えられる。

一方、各課における長期維持更新計画については、長期維持更新計画を策定し計画的に修繕を実施している課もあれば、対策法的な修繕をしている課もある。「山梨県公共建築整備指針」の思想が内部に十分に伝わっておらず、全庁一丸となった取り組みはできていないのが実情である。

(2) 県全体の長期維持更新計画の策定・遂行に向けて

意見（V-1-1 (2) ①）

点検・修繕履歴の整備、図面の保管、維持更新計画の策定は、施設管理者である各課が担当することとされているが、各課には技術者が少ないため、アセットマネジメント関連情報の一元管理、維持更新計画の策定は、十分に進んでいない。アセットマネジメント関連情報の整備・有効活用や、維持更新計画の適切な策定は、統一的な専門技術的方針のもとで行われることが望まれる。そのため、インフラ資産・公共施設の管理・運営を総合的・横断的に担う部署を設けることが考えられる。

意見（V-1-1 (2) ②）

維持更新計画は、財源の見込みがなく単に費用を積み上げただけでは、実現可能性が担保できない。現状では県全体の維持更新予算を管理している部署はない。中長期的な財源見通しに基づき実現可能性を備えた維持更新計画の策定のためにも、県全体での中長期的な財源と維持更新計画を調整する機能を担う部署を設けることが望まれる。

【II 全般的・共通の課題と対応 3. 一元化されたデータベースの構築】の『表 II-2 各部署のアセットマネジメント関連情報の整備状況』で示されるとおり、点検・

修繕履歴の整備、図面の保管は、各課が担当することとされている。また、維持更新計画の策定は、資産を所管する各課が担うものと考えられる。

修繕等について技術的支援を行う営繕課には23名の技術職職員が所属しているが、施設管理者である各課には道路管理課を除いて技術職職員が少ない。知事部局に比べて営繕課の関与度が低い警察本部会計課でも技術職職員は2名のみである。そのため、点検・修繕履歴等のアセットマネジメント関連情報の有効活用や維持更新計画の策定は、能力的に難しいと推察される。実際に、施設管理者である各課では、アセットマネジメント関連情報の一元管理は進んでおらず、維持更新計画についても道路管理課の橋梁、建築住宅課の果敢住宅を除いて策定されていない。

各課の専門的能力の不足を補うため、営繕課は、各課の要請に基づき技術的支援を行っている。各課では営繕課に支援を要請する前に、実施すべき修繕の選別を行っており、修繕を見送る判断がされるものもある。しかし、施設の維持管理においては、早期修繕が長寿命化に寄与するケースもあり、技術職職員が少ない各課において、こうした予防的修繕の見地に立った選別が適切になされているか疑問が残る。

また、営繕課の対応は、各課の要請に基づいており、支出時期の平準化や、業務量の平準化は考慮されていない。アセットマネジメント関連情報の整備・有効活用や、維持更新計画の適切な策定は、統一的な専門技術的方針のもとで行われることが望ましい。そのため、インフラ資産・公共施設の管理・運営を総合的・横断的に担う部署を設けることが考えられる。

また、維持更新計画は、財源の見込みがなく単に費用を積み上げただけでは、実現可能性が担保できない。そのため、予測される一定の仮定を置きながら、県全体の歳入と歳出に係る中長期の財政シミュレーションを行い、歳出の中で中長期的に維持更新費用に割ける財源の水準を把握することが必要である。各課は、この財源見通しを受けて、実現可能性を持った維持更新計画の策定を行うべきである。仮に、この財源見通しにより、全ての資産の維持更新が困難であると見込まれるのであれば、さらに抜本的な財源確保、または資産の集約化、廃止等も含めた抜本的な配置の見直し等を検討し、実現可能性を備えた維持更新計画が策定されるよう、対応していく必要がある。現状では、県全体の維持更新予算を管理している部署はない。したがって、このようなプロセスを調整する機能を担った部署を設けることが必要となる。

(3) 各課との連携による施設関連情報の一元的 DB化

意見(V-1-1(3))

営繕課では、保全情報システムを利用しているが、現状では、一部の機能のみを、営繕課のみで使用しているに過ぎない。

各課と連携して、施設に関する情報(施設の諸元・仕様・図面・設計・施工・改修者、点検・補修履歴、今後の維持管理計画等)を一元的に収容するデータベースを構築する

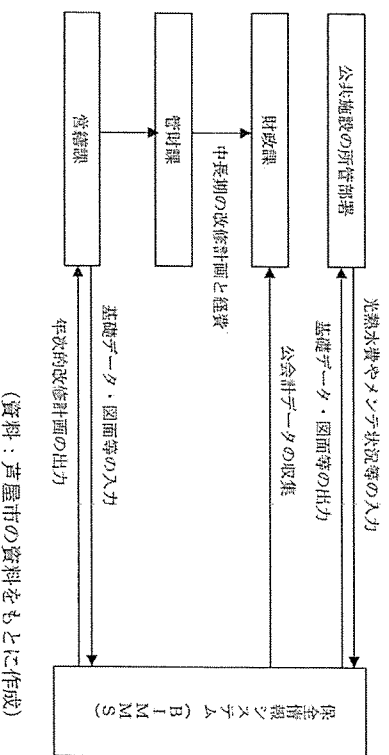
ことが望まれる。

現在、営繕課では、財団法人建築保全センターの保全情報システム(BIMMS)を利用しているが、所管施設の諸元・仕様・劣化度等の一部のデータの記載に留まる。今後、記載項目を増やし、情報を各課と共有することが望ましい。

保全情報システムでは、光熱水費をもとにした分析やシミュレーションなどもあり、これらの機能を使って改修工事の優先順位を決める際の検討資料とすることもできる。

BIMMSは、現在75を超える自治体で中長期保全計画の作成、施設白書作成や統合の検討などに幅広く活用している。以下に、芦屋市の資料をもとに、活用例を示す。

図V1-1 保全情報システムの活用例



2. 総務部財政課

(1) 県の資産評価実務について

意見 (V-2-1 (1))  
 県は保有する公有財産について、改訂モデルによる財務書類作成目的のため平成20年度以降、固定資産の評価替えの年度(3年ごと)に固定資産税評価額等を用いた評価替えを行っている。一方、それとは別に「山梨県公有財産評価要領」に基づく公有財産台帳の登録価格の改訂を行っており、それは5年ごとに時価倍率を用いた評価替えとなっている。  
 このように、公有財産の評価替えは時期や方法が異なる2つの方法が適用されているが、事務の効率化を図るため、できる限り統一することが望まれる。例えば、公有財産台帳の価格改定の時期及び土地の評価方法を改訂モデルにおける資産評価の時期及び方法と統一することなどが考えられる。

県は、平成20年度から新地方公会計モデルの総務省方式改訂モデル(以下「改訂モデル」という。)による財務書類の作成及び公表をしている。

改訂モデルにおける資産評価方法は、売却可能資産については毎年度末の公正価値評価によることとし、売却可能資産を除く公共資産については取得価格(決算統計の普通建設事業費の積上げ)によることと認められているが、公有財産台帳の整備に伴い、将来的にはすべての資産について公正価値による評価を行うべきものであるとしている。県は、土地、建物、工作物等について、公有財産台帳を整備しており、次の評価方法により算定した額を貸借対照表に計上している。

表V2-1 貸借対照表での資産の評価方法

種類	評価方法	
	売却可能資産以外	平成20年度末以降、固定資産の評価替えの年度(3年ごと)に固定資産税評価額等により評価替え
売却可能資産	上記に加え、毎年度の地価の動向を反映した時点修正率での修正を実施	
建物	再調査価額により評価	取得価格にデフレレートを乗じた上で減価償却累計額を控除して算定
	取得価格から減価償却累計額を控除して算定	昭和44年度以降の決算統計の普通建設事業費を積上げ、減価償却した値を算定
備品(50万円以上)	取得価格から減価償却累計額を控除して算定	昭和44年度以降の決算統計の普通建設事業費を積上げ、減価償却した値を算定
インフラ資産等のその他の資産	取得価格から減価償却累計額を控除して算定	昭和44年度以降の決算統計の普通建設事業費を積上げ、減価償却した値を算定

一方、県の公有財産台帳については、「山梨県公有財産事務取扱規則」第48条に、「公有財産台帳の登録価格は、5年ごとにその年の3月31日現在において知事の定めるところにより公有財産を評価し、その評価により改訂しなければならぬ」と規定されて

いる。  
 具体的な評価方法は、「山梨県公有財産評価要領(平成24年3月実施)」に定められており、保有する資産の取得価格に所定の時価倍率を乗じて算出した額とされている(建物及び工作物については、時価倍率及び残存価額率を乗じて算出)。

「山梨県公有財産評価要領」より抜粋  
 (土地の評価)

第6条 土地については、その取得時期に応じ、その取得価格に時価倍率を乗じて算出した価格とする。なお、地目については、公有財産台帳上の時価倍率区分とする。

(建物及び工作物の評価)

第7条 建物及び工作物(以下「建物等」という。)でその耐用年数が満了していないものについては、その取得時期に応じ、その取得価格に時価倍率及び残存価額率を乗じて算出した価格とする。

2 平成19年3月31日(前回改定時)以前に耐用年数が満了したものであるについては、価格改定は行わず現行の台帳価格とする。

ただし、平成19年4月1日以降、増築等により建物及び工作物が増加している場合は、前回改定時における台帳価格に増築等の取得時期における台帳価格を加算した価格とする。

3 平成19年4月1日以降に耐用年数が満了したものについては、その取得価格に取得時から耐用年数満了時までの時価倍率(別表1-2-1(2)又は(3)の倍率表を適用)を乗じ、さらに取得時から耐用年数満了時までの期間(1年未満の端数があるときは、第5条第4項の規定にかかわらず、その端数期間を切り上げるものとする。)に応ずる残存価額率を乗じて算出した価格とする。

以上のように、県有資産の評価方法は、改訂モデルによる財務書類作成のために行う場合と、公有財産台帳の価格改訂のために行う場合では、評価時期と評価方法が異なり、それぞれ手続を行っているため煩雑となっている。

県は、改訂モデルによる財務書類作成目的と、公有財産台帳の価格改訂目的のために、それぞれ実施している資産評価の時期と方法について、両者の長所、短所を踏まえた上で、できる限り統一することが望ましい。

例えば、公有財産台帳の価格改定の時期及び土地の評価方法を改訂モデルにおける資産評価の時期及び方法と統一することなどが考えられる。

(2) 工作物の貸借対照表への計上について

指 摘 (V-2- (2))

工作物は、平成 24 年度時点で貸借対照表には算入されておらず、財務書類上これに関する他の開示もなかった。

改訂モデルでは、取得価格(決算統計の普通建設事業費の積上げ)によることが認められており、段階的な台帳の整備に伴う資産評価が可能であるため工作物の評価を行っていないことであるが、有形固定資産台帳の整備を段階的に行っている旨を注記するとともに、段階的整備の状況を付属明細書により明らかにすることが『総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領』に定められている。

県は上記工作物の状況も注記若しくは付属明細書で開示を行うべきである。また、できるだけ早期に工作物について評価を行い貸借対照表に計上することが望ましい。

け早期に工作物について所定の評価を行い貸借対照表に計上することが望ましい。

県の財務書類には、有形固定資産(売却可能資産以外)について、以下の注記が記されている。

(財務書類より抜粋)

事業用土地は、財産に関する調査にある全資産について、固定資産税評価額や鑑定評価額を再調達価額として計上。

建物は、財産に関する調査にある全資産について、取得価額にデフレターを乗じて再調達価額を求め、減価償却費の累計を控除し計上。

物品は、県が備える備品原簿のうち取得価額が 50 万円以上のものについて、減価償却の累計を控除し計上。

上記以外の資産については、昭和 44 年度以降の決算統計の普通建設事業費を積上げ、減価償却した値を計上(用地取得費は減価償却しない)。

県は、土地、建物、工作物等については公有財産台帳、備品については備品原簿を作成しており、公有財産等の台帳整備は進んでいるものの、工作物は改訂モデルで作成される貸借対照表に計上されていない。これは、工作物の数が多く、個々の資産ごとに、取得価格にデフレター及び減価償却率を乗じるという作業が物理的に困難との理由によるものである。また、工作物が貸借対照表に計上されていないことに関し、財務書類上、何ら記載はされていない。なお、県では工作物の残高について現在集計中であるが、監査人が公有財産台帳から工作物を集計したところ、平成 24 年度時点で、約 15,900 件、約 573 億円となっている。

工作物が資産として計上されず、その状況について開示がないことは、貸借対照表の情報 の 正確性の観点から改善が必要であると考ええる。

新地方公会計のあり方について、今後見直しが予定されているところではあるが、県は十分な情報開示を自発的に行うため、上記工作物が貸借対照表に計上されていない旨や、金額等の情報も注記若しくは付属明細書で開示を行うべきである。また、できるだ

3. 公有財産に関連する主な情報システム

(1) 資産管理に関連する主な情報システム

公有財産を適切に管理するためには、関連する情報システムの運用において、システムの利用権限を適切に付与し、利用権限を持つユーザーが正しい情報を入力する必要がある。また、システム障害などが生じても情報システムが継続して運用されるためには、適切なデータバックアップが必要である。

調査の対象とした公有財産に関連する情報のシステムは、表V3-1のとおりである。

表V3-1 公有財産に関連する情報システム

番号	担当課	システム名	システムの概要
1	管財課	公有財産管理システム	県の公有財産（土地、建物、工作物、樹木、有価証券等）の情報を管理するシステム
2	道路管理課	橋梁管理データベースシステム	橋梁に関する情報を保管するとともに、修繕履歴を管理するシステム
3	道路管理課	橋梁管理カルテシステム	橋梁の点検状況を管理するシステム
4	道路管理課	道路台帳システム	道路に関する情報、図面を管理するシステム
5	道路管理課	トンネル台帳システム	トンネルに関する情報、図面を保管するとともに、工事の履歴を管理するシステム
6	県土整備部 総務課	工事台帳システム (公共システム内)	工事に関する情報を管理するシステム
7	道路管理課	施設台帳システム	橋脚、照明等の設備に関する情報を管理するシステム
8	管財課	保全情報システム (B1MMIS)	県有建築物の修繕の履歴を管理するシステム
9	管財課	ファイルサーバー	県有建築物の設計書等の電子データを保管するシステム

(2) ユーザーIDの共用

意見(V-3-1(2))

「山梨県情報セキュリティ対策基準」では共用IDを認めている。一方で、同基準では利用者を一意に識別できるように努力しなければならないと定めているが、共用IDを使用している場合、利用者を一意に識別することは困難であると考えられる。そのため、重要なミスや、不正などの問題が発生した場合、責任を明確化することができないことが見込まれる。  
情報管理の重要性から、社会一般において広く浸透しているように、県もユーザーIDを個人別付与し、ユーザーIDの登録及び削除を適時に行うように対策基準を改訂することが望まれる。

①セキュリティ対策基準

「山梨県情報セキュリティ対策基準」(以下「対策基準」という。)では、ユーザーIDについて次のように規定している。

「山梨県情報セキュリティ対策基準」より抜粋

第2章 人的情報セキュリティ対策

第3節 ID及びパスワード等の管理

第1項 IDの扱い

職員は、自己の管理するIDに関し、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 自己が利用しているIDは、他人に利用させてはならない。

(2) 共用IDを利用する場合は、共用IDの利用者以外に利用させてはならない。

第4章 技術的情報セキュリティ対策

第2節 アクセス制御

第6項 利用者の識別と認証

情報システム管理者は、責任が明確になるよう、利用者を一意に識別できる利用者IDを設定するよう努めなければならない。

情報政策課の説明によれば、各種システムに関して、個人別のユーザーIDの設定を強く推奨していることである。しかし、対策基準では、共用IDの使用を禁止していないため、実際には多くのシステムで共用IDが使用されている。また、共用IDの使用を禁止していないにも関わらず、人事異動時の運用に関する定めがないため、異動後にも異動前部署の業務に関連するシステムのユーザーIDとパスワードを知っているため、当該システムを使用できる状態にある。

対策基準では、責任の明確化のために利用者が特定できる利用者IDの設定を求めているが、共用IDの使用では、重要なミスの発生、不正の発生などを含む何らかの問題が発生した場合に、責任を明確化することは困難であると考えられる。

適切なユーザーによる正確な情報登録の確保、不正等に知する牽制、責任の明確化など、内部統制の観点から、ユーザーIDは個人別に付与することが、広く一般に浸透している。運用面で手間やコストが発生するが、それ以上に情報管理の重要性が「常識」として認知されているためである。

ユーザーIDを個人別に付与し、ユーザーIDの登録及び削除を適時に行うように対策基準を改訂することが望まれる。

②ユーザーIDの付与状況

上記①に記載したユーザーIDについて、公有財産に関連するシステムごとに具体的に記したものが、表V3-2である。  
公有財産に関連する情報システム多くのシステムで、ユーザーIDを共有で使用する運用となっており、好ましい状態ではない。

表V3-2 ユーザーIDと権限の付与状況

番号	担当課	システム名	システムの概要
1	管財課	公有財産管理システム	管財課、学校施設課、警察会計課に入力権限、管財課に参照権限のあるユーザーIDを、各課に1つ付与している。
2	道路管理課	橋梁管理データベースシステム	参照権限のユーザーIDが1つあり、道路管理課、各出先事務所で共用している。(入力は委託業者が実施している)
3	道路管理課	橋梁管理カルテシステム	参照権限のユーザーIDが8、入力・更新権限のユーザーIDが16あり、道路管理課、各出先事務所に付与して、共用している。
4	道路管理課	道路台帳システム	入力・更新権限のユーザーIDが1つあり、道路管理課で共用している。
5	道路管理課	トンネル台帳システム	参照権限のユーザーIDが8、入力・更新権限のユーザーIDが16あり、道路管理課、各出先事務所に付与して、共用している。
6	県土整備部 総務課	工事台帳システム (公共システム内)	入力・更新権限のユーザーIDが66あり、公共事業所管所属の個人ごとに付与している。
7	道路管理課	施設台帳システム	参照権限のユーザーIDが8、入力・更新権限のユーザーIDが16あり、道路管理課、各出先事務所に付与して、共用している。
8	管財課	保全情報システム (BIMMS)	入力・更新・参照権限のユーザーIDが6あり、管財課の各担当に1つのユーザーIDを付与している。
9	管財課	ファイルサーバー	ファイルサーバーへのアクセス権限が管財課職員のみ付与されている。

(3) データのバックアップ体制の強化

意見 (V-3- (3))

山梨県の公有財産に関連する情報システムについて、データバックアップの状況を確認したところ、下記の点が検出された。改善を検討することが望まれる。(システムごとには、本文を参照。)

- バックアップの頻度が十分でない。(日々、差分データのバックアップを。)
- フルデータのバックアップがなされていない。(定期的にフルバックアップを。)
- バックアップが確実に取られているか、確認していない。(確認を。)
- バックアップデータを記録した媒体の保管方法に不安。(システム外の媒体による保管を。より安全性の高い方法を。)
- バックアップデータの復元訓練の実績がない。(緊急時への万全の備えを。)

情報システムの運用においては、データのバックアップが行われるのが一般的である。データバックアップは、システムの障害及びシステムの被災が発生した場合に、システム

ムを速やかに復旧し、通常のシステムの運用に戻すために行われるものである。  
「山梨県情報セキュリティ対策基準」の中でデータのバックアップについて次のように規定している。

「山梨県情報セキュリティ対策基準」より抜粋

第4章 技術的情報セキュリティ対策

第1節 情報システムの管理

第4項 バックアップ

情報システム管理者は、情報資産についてその重要度に応じて期間を設定し、定期的にバックアップ用の複製を採らなければならない。また、バックアップした複製は原本と物理的に離れた場所に保管することが望ましい。

山梨県の公有財産に関連する情報システムのデータのバックアップの状況は、表V3-3に示すとおりである。

表V3-3 データのバックアップの状況

番号	担当課	システム名	データバックアップ		
			バックアップツール 取得頻度	バックアップ媒体	バックアップデータの 保管場所
1	管財課	公有財産管理システム	毎月第4日曜日バックアップ	LTOテープ	タギ付ロッカーに保存
2	道路管理課	橋梁管理データベースシステム	毎日フルバックアップ	外付けハードディスク	サーバー室内
3	道路管理課	橋梁管理カルテシステム	毎日フルバックアップ	外付けハードディスク	サーバー室内
4	道路管理課	道路台帳システム	毎日フルバックアップ	ハードディスク	フルバックアップデータは外部保管
5	道路管理課	トンネル台帳システム	毎日フルバックアップ	外付けハードディスク	サーバー室内
6	県土整備部 総務課	工事台帳システム (公共システム内)	毎週、フルバックアップ 日々、差分バックアップ	LTOテープ ハードディスク	フルバックアップデータは、通関地(県外)に保管 差分バックアップデータは、ディスク上に保管
7	道路管理課	施設台帳システム	毎日フルバックアップ	外付けハードディスク	サーバー室内
8	管財課	保全情報システム (BIMMS)	バックアップはしていない。	-	-
9	管財課	ファイルサーバー	日々、差分バックアップ	ファイルサーバー	サーバー室内

※ 公有財産管理システム (管財課) について

月1回、バックアップデータをLTOテープに取得し、鍵付きのロッカーに保管している。システム障害のときにLTOテープからシステムの復旧に使用できる。但し、月に1回のバックアップであり、最長で1カ月分のデータが回

復できないことになる。日々の差分データのバックアップの取得が望まれる。また、サーバー室の崩壊による LTO テープの破壊や火災、漏水等による LTO テープの被災の場合、バックアップしたデータが使用できなくなる可能性がある。バックアップデータの LTO テープを耐破壊性、耐火性、耐水性を考慮した金庫又は外部倉庫に保管することが望まれる。

バックアップデータからシステムを復元する方法について、手順書を基に確認し、実際にシステムを復元する訓練を実施することが望まれる。

※ 橋梁管理データベースシステム、橋梁管理カルテシステム、トンネル台帳システム、施設台帳システム（道路管理課）について

毎日、フルバックアップデータをハードディスクに取得し、サーバー室内に保管している。サーバー室の崩壊、火災、漏水等によりバックアップデータが使用不可となる可能性がある。バックアップデータを格納した媒体を、耐破壊性、耐火性、耐水性を考慮した金庫又は外部倉庫に保管することが望まれる。バックアップデータからシステムを復元する方法について、手順書を基に確認し、実際にシステムを復元する訓練を実施することが望まれる。

※ フォールサーバー（営繕課）について

日々、差分バックアップをサーバー室内にあるフォールサーバーに保管している。保管先は施錠されたサーバーラックである。日々の差分データをバックアップしているが、フルバックアップを取得していない。システム障害等によりフォールサーバーにバックアップデータを戻す場合、過去に遡って、古い順に全ての差分データを順番に戻す必要がある。定期的にフルバックアップデータの取得が望まれる。また、サーバー室の崩壊、火災、漏水等によりバックアップデータが使用不可となる可能性がある。バックアップデータを、格納した媒体を耐破壊性、耐火性、耐水性を考慮した金庫又は外部倉庫に保管することが望まれる。

実際にシステムを復元する訓練をバックアップデータからシステムを復元する方法について、手順書を基に確認し、実施することが望まれる。

※ 保全情報システム（営繕課）について

本システムは、提供されたサービスを使用するために、保全情報等のデータはサービス提供者が取得していると想定される。契約内容、サービス内容を確認し、確実にバックアップデータが取得されていることを確認することが望まれる。また、必要に応じてバックアップデータを取得することが望まれる。

#### IV. おわりに

平成 25 年度の包括外部監査では、県の保有する財産（主に建物及びソフトウェア資産）を対象に監査を実施した。平成 25 年 12 月には、総務省が「平成 26 年度地方財政対策の概要」を公表し、『公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進』が示されている。ここでは、地方公共団体に対し、公共施設等を総合かつ計画的に管理していくことを要請している。地方公共団体にとっては、従来からの公共施設等の管理の方針・方法を大きく変更しなければならない場合もあると考えられる。

公共施設等の総合的・計画的な管理のためには、第 2 章「II 全般的・共通課題と対応」に記載しているアセットマネジメントシステムの構築が適切と考えられ、山梨県に對してもこれを強く推奨したい。具体的な取組みにおいては、特定の部署におけるプロジェクトではなく、全庁的な総合的横断的プロジェクトとして実行されることが適切であることを重ねて強調しておく。

公共施設等の総合的・計画的な管理のためには、保有する財産の実態の把握が必須である。そのため、公有財産台帳の正確かつ適時な更新、さらには一元的データベースの構築を期待したい。

また、公共施設等の管理、運用、活用に関し、民間の活用、民間への開放を推進することが県民も期待するところであろう。

いくつかの地方公共団体では、先進的な取組みが行われている。これらも参考にしながら、山梨県に適した対応を検討されたい。



発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番